

常滑市食と器の出逢い事業補助金 申請要領

1. 趣旨

常滑焼の食器類を用いて観光客などをもてなし、常滑の魅力の向上を図ろうとする市内の飲食店や宿泊施設を対象に、食器類の購入金額の一部を補助します。

2. 内容

対象者	補助対象	補助率等
常滑市内で飲食店 及び 宿泊施設注1 (1店舗につき1回/年 度限り)	飲食物の提供に用いる注2 市内産食器類注3 の購入金額	初めて補助を受ける店舗は 補助対象金額の2/3、2回 目以降の店舗は1/2 (ただし、20万円を上限 とする)

注1 年度内に起業に至らなかった場合は、交付を取り消します

注2 飲食物の提供に用いる：

皿や碗、茶器、ぐい飲み、お猪口など、来店者が食事中に手に取って使用するものであること（調理、保存、観賞等を用途とする場合は対象外です）

注3 市内産：①プラスチックやガラス等の化学製品を主原料としたものは、対象外です
②市内の窯元、工房等で作成されたものであること

※詳しくは、「常滑市食と器の出逢い事業補助金交付要綱」をご覧ください。

3. 申請方法

必ず購入前に、次の書類を提出（郵送又は持参）してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 購入計画書（様式第2号）
- ③ 購入する食器の見積書の写し
- ④ 購入する食器の写真またはパンフレット

※様式は、市ホームページからダウンロードできます。

4. その他

- ・予算に限りがあるため、補助できない場合があります。
- ・申請の受付は、先着順に行います。
- ・税金を滞納されている場合は、補助の対象外といたします。
- ・購入後、飲食物を提供する相手や観光客に対して、店舗内やホームページなどで、作家名や購入可能店舗など市内産食器類に関する情報を周知していることが分かる写真及び市が定める常滑焼の器使用店であることを知らせる標札を店外に掲出していることが分かる写真を提出いただくことで、交付額を決定します。